

会員規約

1. 目的

この法人は鹿児島県における障害者就労施設等の共同受注窓口として、就労支援や障害者就労施設等における経済活動の活性化、地域・企業・行政・福祉・保健・医療等の関係機関とのネットワークの構築に関する事業を行い、製品の普及を促進するとともに、受注及び販路を拡大し、もって障害者の自立及び社会参加ならびに障害者雇用の促進に寄与することを目的とする。

2. 会員

この法人の会員は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した障害者就労施設等とする。

対象となる障害者就労施設等は次のとおり。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。

以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設等

ア) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

イ) 地域活動支援センター

ウ) 生活介護事業所

エ) 就労移行支援事業所

オ) 就労継続支援事業所（A型・B型）

2. 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、国、地方公共団体から助成を受けている 小規模作業所

3. 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所

ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ) 重度障害者多数雇用事業所（次の要件を全て満たす事業所）

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%

4. 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

以上とする。

2) 賛助会員 本会の事業に協力しようとする法人又は団体で、入会にあたり正会員の推薦があるもの。

3. 入会

1) この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書（別紙様式1）の他、定款、事業計画及び決算書、事業所要覧（パンフレット）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2) 会員に当たっては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者を定めて会長に届け出なければならない。

3) 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届（別紙様式3）を会長に提出しなければならない。

4) この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める賛助会員入会申込書（別紙様式2）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

4. 会費

- 1) 正会員会費は、入会金 10,000 円・年会費 12,000 円とし、指定の口座に毎年度納入するものとし、年度途中の入会にあつては、月割りにて納入するものとする。
- 2) 賛助会員会費は、1口 5,000 円とし、毎年度賛助会費として指定の口座に納入するものとする。

5. 退会

会員が、この法人を退会しようとするときは、別に定める退会届（別紙 様式 4）を会長に提出しなければならない。退会は、事業の廃止等のやむを得ない事由による場合を除き、この法人の事業年度末日をもって行うこととする。

6. 役員

この法人に次の役員を置く

- 1) 理事 4 人以上、監事 2 人
理事のうち 1 人を、代表理事とし代表理事をもって会長とする。
会長以外の理事のうち 3 人を副会長、1 人を事務局長とする。
- 2) 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

7. 専門委員会

この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、専門委員会を設ける。（別紙 付表 1：組織図参照）

- 1) 専門委員会は、次の 4 種とする。
農業専門委員会、食品専門委員会、役務専門委員会、手工芸専門委員会
各専門委員会には、原則として委員長 1 名、副委員長 1 名を置く、なお副委員長については必要に応じ複数名置くことが出来る。
加盟施設は、いずれかの専門委員会に参加するものとし、複数の専門委員会への参加も可能とする。
ただし、複数の専門委員会に参加する場合は、それぞれの委員会毎に必ず出席を行うものとする。
- 2) 専門委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3) 専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

8. 共同受注窓口における製品の生産・加工・販売・サービス（役務）の提供等に関わる仲介手数料について

- 1) 仲介手数料割合は、原則、売上金額の 10% とする。但し、既存の常設及び委託販売及び、イベント出店等に伴う販売手数料が既に 20% を超えている場合は除く。
- 2) 受発注の際は、必ず受託事業所と受託内容、仲介手数料等について確認を行うこととする。

その他の、この法人に係る事項は、定款の定めるところによる。

附 則

この規約は、平成 26 年 5 月 20 日より施行する。

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 29 年 6 月 26 日より施行する。

会費に関する内規

- 第1条 定款第7条の定めによる会費及び納入期日については、この内規の定めるところによる。
- 第2条 本会の会費は、次の通りとする。
- | | | |
|----------|-----|----------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 10,000円 |
| (2) 正会員 | 年会費 | 12,000円 |
| (3) 賛助会員 | 年会費 | 105,000円 |
- 第3条 会費の納入期日は、毎年度6月末日までとする。
- 第4条 第2条(2)においては、年度途中の入会にあつては年度残月数の月割りとする。
- 第5条 定款第11条2項の定めにより会員がその資格を喪失(退会)しても、既に納入した会費は返還しない。
- 第6条 会費は必要と認めるときは、社員総会において改正することができる。

附 則

この内規は、平成26年5月20日より施行する。